小規模事業者コスト縮減応援事業費で

京都府と京都府中小企業団体中央会では、府内に事業所を有する小規模事業者のコスト縮減に繋がる経営改善を緊急支援する「小規模事業者コスト縮減応援事業費」を実施しております。

これは、中小企業応援隊の支援策として、みなさんが平成27年2月27日までに実施される取組(事業)に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【事業実施期間、申請受付日等】

申請受付 平成27年1月5日から

事業実施期間 平成27年1月5日~ 2月27日

実績報告書提出期間 事業終了後から5日以内

(受付時間は、平日の午前9時~正午、午後1時~午後5時までです。)

申請される場合には、事前に本会までご相談・ご連絡ください。

また、補助金は予算の範囲内で交付するため、予算額到達時点で募集を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますのでご了承願います。

【申請書の提出先】

中小企業応援隊である京都府中小企業団体中央会の巡回指導員を経由して京都府中小 企業団体中央会へ提出

【申請要件】

中小企業応援隊員である京都府中小企業団体中央会の巡回指導員の支援を受けている 小規模企業者

【申請書提出先・問合せ先】

京都府中小企業団体中央会

各組合の担当者にお問い合わせください。

本部事務所 TEL 075-314-7131、FAX 075-314-7130

北部事務所 TEL 0773-76-0759、FAX 0773-76-7930

1 京都府内に事業所(団体)等を有する下記の小規模企業者が対象です。

小規模企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員 5人以下

- 2 前年同期比で売上減少していることが補助要件となります。
- 3 平成27年1月5日から2月27日までの間に中小企業応援隊が伴走支援する一過性ではない工夫を凝らした小規模事業者のコスト縮減への取組、小規模の機器更新を補助します。 受付期間に係る事業実施期間の範囲

申請受付 平成27年1月5日から

事業実施期間 平成27年1月5日~ 2月27日

実績報告書提出期間 事業終了後から5日以内

ただし、当取組(事業)の交付決定前に終了した取組(事業)は、対象外とします。 また、同一取組(事業)について、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合も対象外とします。

- 4 補助金の内容については次のとおりとします。
 - 1補助事業所当たり 上限300,000円 (補助率2分の1以内)

(補助対象経費例)

- 食品保存用真空包装機の導入経費
- ・3 Dプリンターの導入経費
- デジタルインバーター制御内蔵の溶接機の導入経費 など
- 一過性ではない工夫を凝らした取組としてください。単なる機器の導入・旧型機の新型機への入れ替え・買い換えや車両(二輪・四輪)の購入、買い換えなどは対象ではありません。
- ※ 補助対象は、申請取組(事業)の実施に必要な経費で、交付決定日以降に請求・支払い行為が発生した ものが対象です。
- ※ 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、 振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の 使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。
- ※ 補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。
- 5 **交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ持参してください。** 交付申請書等は、支援を受けている中小企業応援隊員にお申し出ください。
- 6 交付の決定は、申請内容を審査の上、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に通知 知いたします。
 - ① 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額のすべてに応じられない場合があります。
 - ② 補助金の支払いは、取組(事業)終了後の精算払いとします。
- 7 実績報告書の提出について
 - ① 取組(事業)終了後速やかに実績報告書を京都府中小企業団体中央会に提出してください。また、領収書や明細がわかる資料の添付(成果物見本や写真等)が必要です。 (その際、取組(事業)実績について経営支援員が確認させていただきます。)
 - ② 京都府中小企業団体中央会において実績報告書を受理後、取組(事業)及び経費を 審査の上、補助金額を確定し通知します。